

○甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則

平成14年6月19日

規則第28号

改正 平成15年3月31日規則第7号

平成24年3月30日規則第17号

平成25年3月29日規則第21号

平成27年3月31日規則第20号

平成31年3月29日規則第43号

令和3年12月24日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市開発行為等の許可基準に関する条例（平成14年6月条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第1項第2号キの規則で定める土地の区域)

第2条 条例第3条第1項第2号キの政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域に該当する区域として規則で定める土地の区域は、次のとおりとする。

(平24規則17・平27規則20・改)

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定されている土地の区域
- (2) 山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれのある地区として、山梨県知事が山腹崩壊危険地区又は崩壊土砂流出危険地区に指定している土地の区域
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条の規定による農業振興地域整備計画において農用地区域と定められている土地の区域
- (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により国立公園に指定されている土地の区域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定による地域森林計画においてその対象とする森林の区域と定められ、又は同法第25条若しくは第25条の2の規定により保安林に指定されている土地の区域

(令3規則36・改)

(図書の閲覧)

第3条 条例第3条第2項の指定する土地の区域を図示した図書は、まちづくり部事務室に備え置き、執務時間中一般の閲覧に供するものとする。

(平15規則7・平25規則21・平31規則43・改)

(条例第5条第1号の規則で定める規模)

第4条 条例第5条第1号の規則で定める規模は、原則として、住宅の延べ面積が200平方メートル、敷地面積が500平方メートルとする。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第7号）抄

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第21号）抄

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第43号）抄

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月24日規則第36号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請に係る基準については、なお従前の例による。